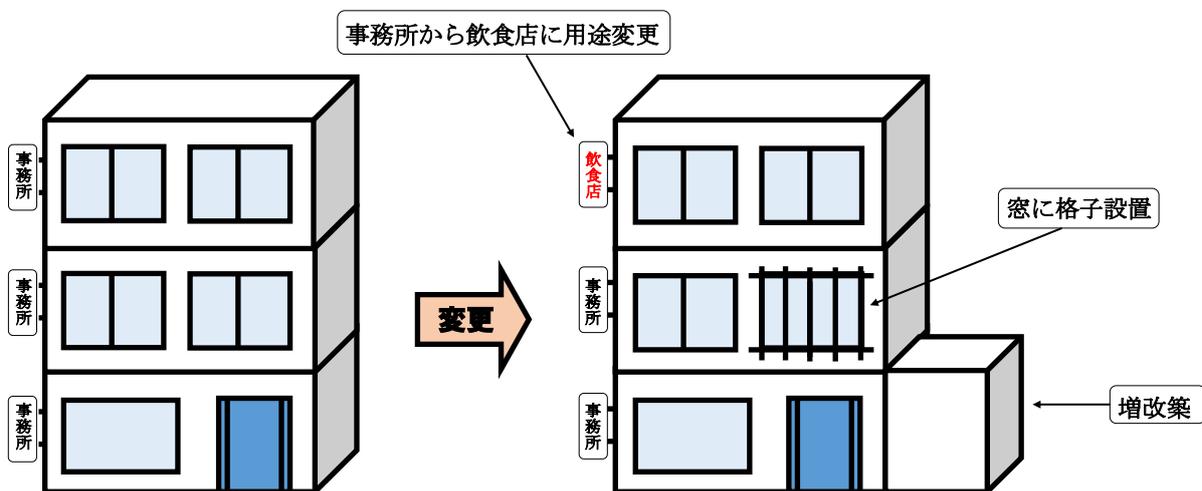


知らない間に消防法違反になります！！

建物に新たにテナントが入居する、建物を増改築する、または使用する用途を変更することなどにより、知らない間に**消防法令違反**となる場合があります。これらをお考えの方は、まず**消防本部予防課に相談**してください。

例



★上記のような変更が一つでもあった場合、新たに自動火災報知設備や屋内消火栓設備などの消防設備の設置が必要となることがあります。

相談や届出なく使用を開始した建物が、結果的に消防法令違反となった場合、改修しなければなりません。自動火災報知設備設置など、多額の費用がかかることがありますので、事前に消防本部予防課へお問い合わせ下さい。

お問合せ先

雲南消防本部 予防課

(TEL) 0854-40-0139

(FAX) 0854-42-1911